

名古屋市公報	令和 5年 9月21日 第220号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市長官邸行政DX推進部法制課長 発行人

目	次	ページ
告 示		
○ 開発行為の公共施設に関する工事の完了（住都・開発指導課）	（第463号）	2
○ 事業内容の変更について（環境・地域環境対策課）	（第464号）	3
○ 名古屋農業振興地域整備計画の変更について		
	（緑土・都市農業課）	（第465号） 6
○ 有料公園施設の供用時間の変更について（緑土・緑地管理課）	（第466号）	7
○ 有料公園施設の供用時間の変更について（緑土・緑地管理課）	（第467号）	8
○ 特定計量器定期検査の実施（経済・産業企画課）	（第468号）	9
農 業 委 員 会 告 示		
○ 農業委員会会長を代理する者について	（第3号）	11
交 通 局 告 示		
○ 料金等徴収事務の委託についての一部改正について	（第12号）	12
○ バス全線一日乗車券デジタルチケットの発売について	（第13号）	13
○ なごや観光ルートバス メーグル 1DAYチケットの発売 及びなごや観光ルートバスに乗車できる乗車券の種類について	（第14号）	15
○ なごや観光ルートバス メーグル デジタル 1DAYチケッ トの発売について	（第15号）	18
監 査 公 表		
○ 令和 5年監査公表	（第4号）	20
公 告		
○ 農業委員会総会の開催公告（農業委員会）		33
○ 農業委員会総会の開催公告（緑土・都市農業課）		34

名古屋市告示第 463号

開発行為の公共施設に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為の公共施設に関する工事が完了しました。

令和 5年 9月11日

名古屋市長 河 村 た か し

1 許可年月日及び許可番号

令和 4年10月24日 4指令住開指第62号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

名古屋市緑区有松幕山 409番、 410番及び 411番

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

名古屋市中区丸の内二丁目12番 8号

株式会社菊和

代表取締役 菊池 祐

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第464号

事業内容の変更について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第31条第1項の規定に基づき、令和5年8月23日付けで事業者からみなとアクルス開発事業に係る事業内容の変更の届出があり、同年9月4日付けで同条第3項の規定による通知をしましたので、同条第5項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、この事業内容の変更の届出及び当該通知の写しを公衆の縦覧に供します。

令和5年9月12日

名古屋市長 河村 たかし

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(1) 東邦ガス株式会社

取締役社長 増田信之

名古屋市熱田区桜田町19番18号

(2) 東邦不動産株式会社

取締役社長 鳥居明

名古屋市熱田区桜田町19番18号

(3) 三井不動産株式会社

代表取締役社長 植田俊

東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

(4) 三井不動産レジデンシャル株式会社

代表取締役社長 嘉村徹

東京都中央区日本橋室町三丁目2番1号

2 対象事業の名称及び種類

みなとアクルス開発事業

工場又は事業場の建設

3 対象事業の実施予定地

A区域 名古屋市港区港明二丁目、津金一丁目の一部

B区域 名古屋市港区金川町の一部

C区域 名古屋市港区河口町の一部

4 届出に係る変更の内容

エネルギー施設の位置の変更

5 通知の内容

名古屋市環境影響評価条例第4章に規定する環境影響評価の手続の全部並びに第5章に規定する工事着手届、事後調査計画書（工事中）及び事後調査計画書（供用開始後）の手続を再度行う必要はない。

6 縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）

（名古屋市役所東庁舎5階）

イ 名古屋市熱田区神宮三丁目1番15号

熱田区役所

ウ 名古屋市港区港明一丁目12番20号

港区役所

エ 名古屋市中区栄一丁目23番13号

名古屋市環境学習センター（以下「環境学習センター」という。）

（伏見ライフプラザ13階）

(2) 縦覧期間

令和5年9月12日（火）から同月26日（火）まで。ただし、地域環境対策課、熱田区役所及び港区役所にあつては日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を、環境学習センターにあつては同月19日（火）、25日（月）を除きます。

(3) 縦覧時間

ア 地域環境対策課、熱田区役所及び港区役所

午前 8 時45分から午後 5 時15分まで

イ 環境学習センター

午前 9 時30分から午後 5 時00分まで

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 465号

名古屋農業振興地域整備計画の変更について

名古屋農業振興地域整備計画を変更しましたので、当該変更後の農業振興地域整備計画書を、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第2項の規定により、名古屋市緑政土木局都市農業課に備え置いて縦覧に供します。

令和 5年 9月13日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 466号

有料公園施設の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 4第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

令和 5年 9月13日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設の名称

徳川園庭園

2 変更内容

令和 5年 9月29日及び同月30日の供用時間について、「午前 9時30分から午後 5時まで」を「午前 9時30分から午後 8時まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 467号

有料公園施設の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 4第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

令和 5年 9月13日

名古屋市長 河 村 た か し

1 白鳥庭園

令和 5年 9月29日から同年10月 1日までの供用時間について、「午前 9時から午後 4時30分まで」を「午前 9時から午後 9時まで」に変更します。

2 駐車場（白鳥公園）

令和 5年 9月29日から同年10月 1日までの供用時間について、「午前 8時45分から午後 5時まで」を「午前 8時45分から午後 9時30分まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 468 号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

令和 5 年 9 月 13 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定期検査を行う区域

西区

2 対象となる特定計量器

計量法第 19 条に定める特定計量器のうち、非自動はかりであって、ひょう量が 300 キログラム未満のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量 300 キログラム以上の非自動はかりを有する事業所で使用するひょう量 300 キログラム未満のものは除きます。

3 実施の期日及び場所

検 査 日	検 査 場 所
10月16日（月）	幅下コミュニティセンター（第 1 会議室）
10月24日（火）	庄内小学校（正門：特別活動室）
10月26日（木）	平田小学校（正門：玄関）
10月30日（月）	山田コミュニティセンター（会議室 1）
11月 8 日（水）	幅下コミュニティセンター（第 1 会議室）
11月17日（金）	枇杷島スポーツセンター（駐車場）

ただし、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 2 項の規定に基づく申請があった特定計量器の検査場所については、その

所在の場所とします。

名古屋市経済局産業労働部産業企画課

名古屋市農業委員会告示第 3号

農業委員会会長を代理する者について

名古屋市農業委員会の会長を代理する者を次のとおり定めたので、名古屋市農業委員会規程第 5条の規定により告示する。

令和 5年 9月13日

名古屋市農業委員会

1 会長を代理する者の氏名

布目 巳佐子

2 会長を代理する期間

令和 5年 9月19日から農業委員会会長が選出される日まで

農業委員会事務局農政課

名古屋市交通局告示第 12 号

料金等徴収事務の委託についての一部改正について

平成 23 年名古屋市交通局告示第 20 号（料金等徴収事務の委託について）の一部を、令和 5 年 9 月 15 日から次のように改正します。

令和 5 年 9 月 14 日

名古屋市交通局長 折戸 秀郷

表株式会社 JTB の項の次に次のように加えます。

トヨタファイナ ンシャルサービ ス株式会社 名古屋市西区牛 島町 6 番 1 号名古屋 ルー セントタワー 15 F	令和 5 年名古屋市交通局告示第 13 号（バス全線一 日乗車券デジタルチケットの発売について）に規定 するバス全線一日乗車券デジタルチケットの料金
--	--

名古屋市交通局営業本部営業統括部営業課

名古屋市交通局告示第13号

バス全線一日乗車券デジタルチケットの発売について

乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号。以下「管理規程」という。）第23条第2項の規定に基づき、バス全線一日乗車券デジタルチケット（以下「デジタルチケット」という。）を次のように発売します。

令和5年9月14日

名古屋市交通局長 折戸 秀郷

1 料金

- (1) 大人 620円
- (2) 小児 310円

2 有効期間

令和5年9月15日から令和6年2月15日まで

3 発売方法

Ma a S（マルチモーダルモビリティサービス）スマートフォン用アプリ「my route」で発売します。

4 利用方法

乗車時にスマートフォン画面にデジタルチケットを表示して、乗務員に提示します。

5 使用条件

デジタルチケットは、画面に表示された人数が有効期間内の使用日1日に限り、本市の乗合自動車の全線及びなごや観光ルートバスに限って使用することができ、その使用回数を制限しません。

6 発売期間

令和5年9月15日から令和6年2月15日まで

7 料金の還付

(1) 料金の還付は、M a a S（マルチモーダルモビリティサービス）スマートフォン用アプリ「my route」上で利用枚数を選択し、利用開始の操作を行う前に限り取り扱い、その期間は、発売日から令和6年2月15日までとします。

(2) 料金を還付する場合における手数料は、1枚につき100円とします。

8 不正使用

デジタルチケットの不正使用に係る乗車料金及び増料金については、管理規程第23条第1項に規定する一日乗車券の例によります。

9 様式（画面イメージ）



名古屋市交通局営業本部営業統括部営業課

名古屋市交通局告示第14号

なごや観光ルートバス メーグル 1DAYチケットの発売及び なごや観光ルートバスに乗車できる乗車券の種類について

乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号）第23条第2項の規定に基づき、なごや観光ルートバス メーグル 1DAYチケット（以下「1DAYチケット」という。）を次のように発売します。

なお、なごや観光ルートバス メーグル 1DAYチケットの発行及びなごや観光ルートバスに乗車できる乗車券の種類について（令和5年名古屋市交通局告示第6号。以下「旧告示」という。）は、令和5年9月14日限り廃止します。

令和5年9月14日

名古屋市交通局長 折戸 秀郷

1 料金

- (1) 大人 500円
- (2) 小児 250円

2 有効期間

令和5年9月15日から令和6年3月31日まで（なごや観光ルートバスの運行日に限ります。）

3 発売場所

なごや観光ルートバス車内とします。ただし、必要に応じて他の場所でも発売することがあります。

4 使用条件

1DAYチケットは、1枚で1人が有効期間内の使用日1日に限り、なごや観光ルートバス及び都心ループバスに限って使用することができ、その使用回数を制限しません。

5 発売期間

令和5年9月15日から令和6年3月31日まで

6 料金の還付

料金の還付は行いません。

7 不正使用

1DAYチケットの不正使用に係る乗車料金及び増料金については、バス全線一日乗車券の例によります。

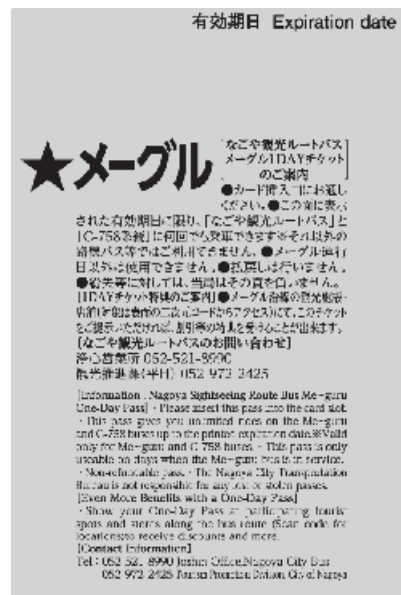
8 様式

(1) 大人券

(表)



(裏)

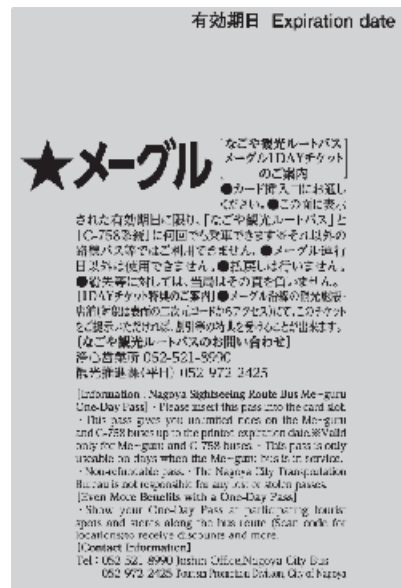


(2) 小児券

(表)



(裏)



9 乗車券の種類

前各項に定める乗車券のほか、なごや観光ルートバスに乗車できる乗合自動車の乗車券は、次表のとおりとします。

区 分	乗車できる乗合自動車の乗車券
普 通 券	普通券
カード乗車券	I Cカード乗車券
特別の乗車券	共通一日乗車券、ドニチエコきっぷ及び一日乗車券
割引乗車券	割引券
無 料 乗 車 券	福祉特別乗車券、敬老パス及び中学3年生応援きっぷ
デ ジ タ ル チ ケ ッ ト	メーグル デジタル1DAYチケット及びバス全線一日乗車券デジタルチケット

なお、定期券及び家族割引普通券では、なごや観光ルートバスに乗車することはできません。

10 その他

旧告示により発売した乗車券は、この告示により発売された1DAYチケットとみなします。

名古屋市交通局営業本部自動車部路線計画課

名古屋市交通局告示第15号

なごや観光ルートバス メーグル デジタル1DAYチケットの 発売について

乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号）第23条第2項の規定に基づき、なごや観光ルートバス メーグル デジタル1DAYチケット（以下「デジタルチケット」という。）を次のように発売します。

令和5年9月14日

名古屋市交通局長 折戸 秀郷

1 料金

- (1) 大人 500円
- (2) 小児 250円

2 有効期間

令和5年9月15日から令和6年2月15日まで（なごや観光ルートバスの運行日に限ります。）

3 発売方法

Ma a S（マルチモーダルモビリティサービス）スマートフォン用アプリ「my route」で発売します。

4 利用方法

乗車時にスマートフォン画面にデジタルチケットを表示して、乗務員に提示します。

5 使用条件

デジタルチケットは、画面に表示された人数が有効期間内の使用日1日に限り、なごや観光ルートバス及び都心ループバスに限って使用することができ、その使用回数を制限しません。

6 発売期間

令和5年9月15日から令和6年2月15日まで

7 料金の還付

料金の還付は行いません。

8 不正使用

デジタルチケットの不正使用に係る乗車料金及び増料金については、バス全線一日乗車券の例によります。

9 様式（画面イメージ）



名古屋市交通局営業本部自動車部路線計画課

令和 5 年監査公表第 4 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき監査を実施したので、
同条第 9 項及び第 10 項の規定により、監査の結果に関する報告を公表します。

令和 5 年 9 月 11 日

名古屋市監査委員	小 出 昭 司
同	うえぞの 晋 介
同	山 本 正 雄
同	小 川 令 持

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

健康福祉局（工事）

（健康福祉局関連事務を担当する財政局の課を含む。）

第3 監査の着眼点

1 共通の着眼点

(1) 設計について

設計基準などに基づき、適正に設計図書（設計書、仕様書、図面）が作成されているかなど

(2) 積算について

積算基準などに基づき、適正な単価及び歩掛りを適用して予定価格が積算されているかなど

(3) 施工について

設計図書どおり施工されているかなど

(4) 検査について

適正に検査が行われているかなど

2 特に注意する着眼点

(1) 利用者に配慮した施設の整備や維持管理が適切に行われているか

(2) 法令や約款に基づいた適切な事務処理が行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 5年 2月 2日から令和 5年 8月28日まで

2 実施方法

今回の監査では、健康福祉局における令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日までに完了及び同日時点で継続中の工事及び委託を次表のとおり抽出し、名古屋市監査委員監査基準に基づき、書類等突合、実査等を行った。

区分	件数			金額		
	監査対象 (件)	抽出 (件)	抽出率 (%)	監査対象 (百万円)	抽出 (百万円)	抽出率 (%)
工事	253	21	8.3	906	708	78.1
委託	90	9	10.0	386	107	27.7

(注) 金額は単位未満を四捨五入、抽出率は小数点以下第 2 位を四捨五入

第5 監査結果

前記第4のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

1 指摘

消防用設備等の改善について（維持管理業務）

消防法（昭和23年法律第 186号）によると、防火対象物の所有者、管理者又は占有者は、消防用設備等について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように設置し、維持しなければならないとされている。

「中村保健センター等複合施設消防用設備等点検等委託」では、消防法に基づいて自動火災報知設備や誘導灯などの消防用設備の点検を行っていた。点検報告書を確認したところ、自動火災報知設備の煙感知器の動作不良及び誘導灯のバッテリー不良など、法令に適合しておらず、改善が必要との報告を受けていたが、速やかに対応していなかった。加えて、複数年にわたって同じ報告を受けていた箇所が見受けられた。

自動火災報知設備などの不良箇所について、関係部署と調整し、速やかに改善するとともに、常に法令の基準に適合するよう適切な施設の維持管理に努められたい。

(保健医療課)

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

緑政土木局（工事）

（緑政土木局関連事務を担当する財政局の課を含む。）

第3 監査の着眼点

1 共通の着眼点

(1) 設計について

設計基準などに基づき、適正に設計図書（設計書、仕様書、図面）が作成されているかなど

(2) 積算について

積算基準などに基づき、適正な単価及び歩掛りを適用して予定価格が積算されているかなど

(3) 施工について

設計図書どおり施工されているかなど

(4) 検査について

適正に検査が行われているかなど

2 特に注意する着眼点

(1) 安全や事故防止に配慮した設計及び工事監理がされているか

(2) 工事の各段階で適切な履行を確認しているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 5年 2月 2日から令和 5年 8月28日まで

2 実施方法

今回の監査では、緑政土木局における令和 3年 4月 1日から令和 5年 3月31日までに完了及び同日時点で継続中の工事及び委託を次表のとおり抽出し、名古屋市監査委員監査基準に基づき、書類等突合、実査等を行った。

区分	件数			金額		
	監査対象 (件)	抽出 (件)	抽出率 (%)	監査対象 (百万円)	抽出 (百万円)	抽出率 (%)
工事	2,825	126	4.5	81,571	10,316	12.6
委託	2,625	25	1.0	17,615	398	2.3

(注) 金額は単位未満を四捨五入、抽出率は小数点以下第 2 位を四捨五入

第5 監査結果

前記第4のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

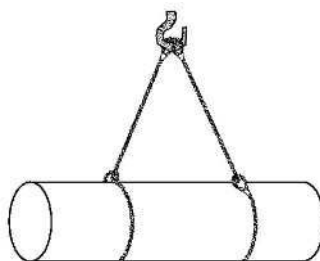
なお、監査対象とした局が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

1 指摘

(1) バックホウによる荷のつり上げにおける玉掛け作業の適正な実施について

(施工)

厚生労働省が定める玉掛け^(注1)作業の安全に係るガイドライン（以下「ガイドライン」という。）によると、玉掛け作業を行う事業者等は、ガイドラインに基づき 2 本 2 点目通しつりなどの玉掛け方法により玉掛け作業等を行うものとされている。



2 本 2 点目通しつり

「街路樹更新工事（名－6）」では、撤去した街路樹の積込み作業を行っていた。工事写真でその作業状況を確認したところ、ガイドラインに基づかない玉掛けをし、バックホウで街路樹をつり上げていた。なお、バックホウには転倒を防ぐための過負荷防止装置^{（注2）}等の安全装置や荷重計が備わっていなかった。



作業状況

バックホウによる荷のつり上げにおける玉掛け作業を行う場合は、ガイドラインに基づく安全作業を実施するよう改めて受注者を指導されたい。なお、労働安全衛生規則で安全装置等の設置が義務付けされていないバックホウに玉掛けする場合は、バックホウが転倒するリスクがより高くなることを踏まえ、安全管理に十分に配慮し指導されたい。
（名東土木事務所）

（注1）玉掛け

クレーンなどに荷掛け及び荷外しを行う作業

（注2）過負荷防止装置

クレーンなどがつり上げることができる最大の荷重である定格荷重を超えた場合に、クレーンの動作を自動的に停止する装置や、定格荷重を超えるおそれがある場合に、警告音を発する装置

（2）労働者の墜落防止措置の適正な実施について（施工）

労働安全衛生規則（以下「規則」という。）によると、事業者は、高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等（以下「囲い等」という。）を設けなければならないとされている。また、高さが2メートル以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く。）で作業を行う場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設け

なければならないとされている。

なお、囲い等や作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具^(注)（以下「墜落制止用器具」という。）を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないとされている。

工事写真を確認したところ、以下の事例が見受けられた。

ア 「萱場橋下水位観測所始め3か所水位計更新工事」始め3件では、更新時期を迎えた水位計のケーブル入替え作業等を行っていた。高さ2メートル以上の箇所で囲い等を設けることが困難な場合の作業において、労働者に墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じていなかった。

（港土木事務所、南土木事務所、河川工務課）



作業状況（河川側より撮影）



作業状況（高さ約2.3m）

イ 「神宮東公園電気設備更新工事」では、公園内の受変電設備の交換に伴う電源の仮設配線作業を行っていた。高さ2メートル以上の箇所での作業において、作業床を設けることが可能な箇所であったにもかかわらず作業床を設けていなかった。また、労働者に墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じていなかった。

（熱田土木事務所）



作業状況（高さ約3.5m）



作業状況（拡大）

ウ 「上小田井ポンプ所始め3か所電気設備整備工事」始め2件では、電柱上で受変電設備に引き込むケーブルの入替作業等を行っていた。高さ2メートル以上の箇所で作業床を設けることが困難な場合の作業において、墜落制止用器具として認められていない胴ベルト型（U字つり）（以下「U字つり」という。）を使用しており、労働者に墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じていなかった。

（中村土木事務所、ポンプ施設管理事務所）



作業状況（高さ約 5.0m）



作業状況（拡大）

墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所での作業を行う場合は、規則に基づき適正に墜落防止措置を行うよう改めて受注者を指導し、安全管理を徹底されたい。

（注）要求性能墜落制止用器具

墜落による危険のおそれに応じた性能を有する安全帯であり、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドラインでは、墜落制止用器具としてU字つりは認められていない。

（3）地盤崩壊防止措置の適正な実施について（施工）

建設工事公衆災害防止対策要綱（以下「要綱」という。）によると、掘削に必要な土留めの要否は、建築基準法（昭和25年法律第 201号）における山留めの基準に準じるものとされている。

建築基準法及び建築基準法施行令では、深さ 1.5メートル以上の掘削を行う場合においては、地盤が崩壊するおそれがないとき及び周辺の状況により危害防止上支障がないときを除き、山留めを設けなければならないとされている。

「広域河川堀川改修工事（R 4名城その2）」では、地下埋設管の位置を調査するために道路内を掘削していた。工事写真を確認したところ、深さ 1.5メートル以上であったが、土留めを設けていなかった。



作業状況（深さ 2.1m）



作業状況（深さ 1.9m）

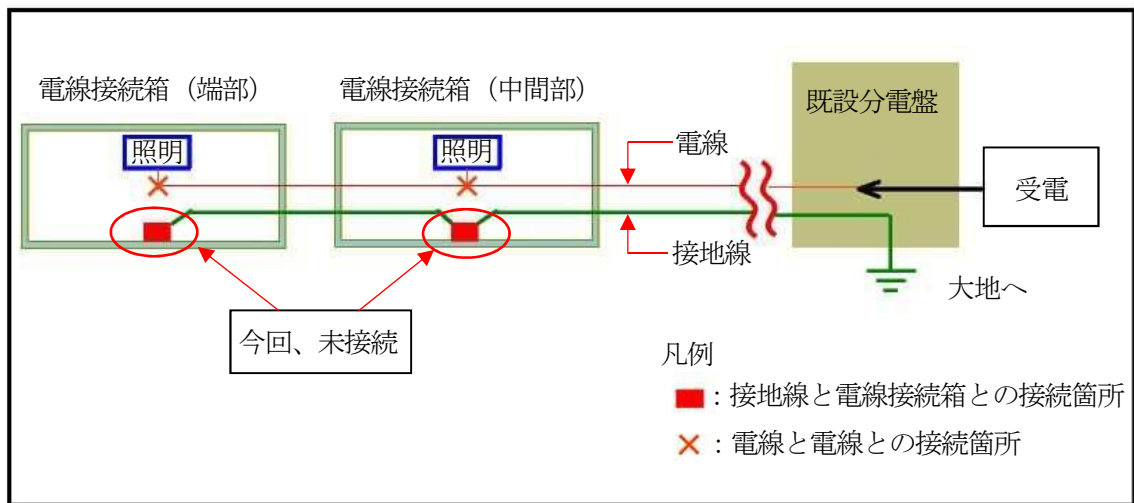
深さが 1.5メートル以上の掘削を行う場合は、要綱等に基づき土留めを設けるよう改めて受注者を指導されたい。
(西土木事務所)

(4) 電線接続箱の接地及び電線管接続部の防水処理の適正な実施について（施工）

電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9年通商産業省令第52号）によると、電気設備の必要な箇所には、異常時の電位上昇、高電圧の侵入等による感電、火災その他人体に危害を及ぼし、又は物件への損傷を与えるおそれがないよう、接地その他の適切な措置を講じ、電流が安全かつ確実に大地に通ずることができるようにしなければならないとされている。また、電気設備の技術基準の解釈（以下「技術基準の解釈」という。）では、電線と電線を接続する場合に設ける金属製の箱（以下「電線接続箱」という。）には接地工事を施すこととされている。

さらに、電気通信設備工事共通仕様書（以下「仕様書」という。）では、湿気の多い場所又は水気のある場所において、電線管の接続部は防湿又は防水処理を施すこととされている。

「堀川納屋橋地区ライトアップ整備工事」では、堀川の遊歩道等のライトアップのために、照明やその電線を設置する工事を行っているところである。工事写真を確認したところ、電線接続箱において、接地工事を行っていないかった。



適切な接地の概念図

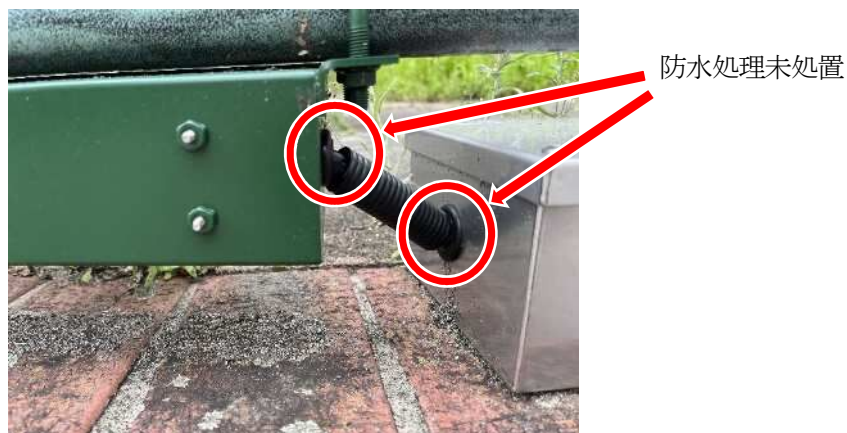


電線接続箱 (端部) の状況



電線接続箱 (中間部) の状況

また、水気のある場所に該当する屋外に設置してある電線管の接続部が防水処理されていなかった。



電線管の接続部の状況

電線接続箱における接地や水気のある場所の電線管接続部の防水処理について、技術基準の解釈や仕様書に適合するよう是正されたい。また、技術基準の解釈や仕様書に基づいた施工となるよう改めて受注者を指導されたい。

(河川計画課)

なお、当該工事については、指摘に基づき令和 5年 6月に技術基準の解釈や仕様書に適合するよう是正が行われた。

(5) 建築設備等の改善について（維持管理業務）

建築基準法（昭和25年法律第 201号）によると、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならないとされている。また、火災予防条例では、防火扉などの防火設備は常時閉鎖もしくは作動できるようその機能を有効に保持するように管理しなければならないとされている。

「市設建築物の定期点検業務委託（建築設備等）」では、建築基準法に基づいて千種土木事務所始め 6施設における非常用の照明装置や防火設備などの建築設備等の定期点検を行っていた。点検報告書を確認したところ、火災発生時に防火扉が床に擦って閉鎖しない箇所や防火シャッターが正常に作動しない箇所、非常用の照明装置が点灯しない箇所があるなど、4施設について改善が必要との報告を受けていたが、速やかに対応していなかった。加えて、いずれの

施設においても複数年にわたって同じ報告を受けていた箇所が見受けられた。

防火扉などの不良箇所について、関係部署と調整し、速やかに改善するとともに、常に法令の基準に適合するよう適切な施設の維持管理に努められたい。

(道路維持課)

第6 意見

法令等を遵守した適正な施工の確保に向けた取り組みについて

緑政土木局は、道路、公園、河川などの都市基盤を整備・維持管理しており、近年では、老朽化が進む道路や公園施設の修繕・更新及び河川の護岸整備などの工事を数多く行っている。これらの工事を円滑に進めていくためには、適切に安全管理を行い、事故等の未然防止に努めなければならない。

今回の監査結果では、高さ 2メートル以上の箇所における作業での墜落制止用器具の未使用、掘削機械による荷のつり上げにおける不適正な玉掛け作業及び深さ 1.5メートル以上の掘削で土留めの未実施など、法令等で定める労働者の危険を防止するための措置が講じられておらず、安全管理で不適切な事例が見受けられた。

厚生労働省の令和 4年労働災害発生状況の分析等によると、建設業における死亡災害において事故の型別の上位は、トップの「墜落・転落」が全体の約 4割を占めており、次いで「はさまれ・巻き込まれ」及び「崩落・倒壊」が共に約 1割となっている。ひとたび不適切な安全管理に起因する事故が発生すると、労働者の死亡事故につながるおそれがあり、場合によっては、第三者災害にもなりかねないことから、施工計画書の受理時や現場立会時などあらゆる機会を捉えて、適切な安全管理を行うよう受注者を指導されたい。特に、6件の工事で指摘した墜落制止用器具の未使用については、短時間作業のため安全意識が希薄になっていたことが主な原因と思料されることから、作業時間によらず墜落用制止器具を着用するよう指導を徹底されたい。

また、緑政土木局においては各種技術研修を実施し、技術の継承及び確保など人材育成に取り組んでいるところであるが、監督員が法令等を踏まえ、適切に受注者を指導できるよう、これまで以上に安全に対する意識高揚を図り、安全に関わる法令等の知識を得る機会を提供するなどし、監督員の工事監理能力の向上に取り組まれたい。

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

令和 5年 9月11日

名古屋市農業委員会会長 布目 巳佐子

1 開催日時

令和 5年 9月15日（金）午後 2時00分

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 西12C会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第69号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第70号議案 農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請について

第71号議案 農地法第5条の規定による使用賃借権設定許可申請について

第72号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第73号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第74号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第75号議案 農用地利用集積計画の決定について

第76号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見聴取について

名古屋市農業委員会事務局農政課

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

令和 5年 9月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 開催日時

令和 5年 9月19日（火） 午後 2時45分

2 場所

名古屋市公館 1階 レセプションホール

名古屋市中区三の丸三丁目 2番 5号

3 議事

役員の互選

第77号議案 農業委員の議席の決定について

第78号議案 農地利用最適化推進委員の委嘱について

第79号議案 農地利用最適化推進委員の議席の決定について

第80号議案 農業委員の担当地区の決定について

名古屋市緑政土木局都市農業課